平成２４年（フ）第８号
山梨県中央市山之神流通団地１丁目６番３号
破産者　有限会社マルニシ双葉
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
山梨県大月市富浜町鳥沢1935番地
破産者　石井電設工業株式会社
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
長野県茅野市宮川8623番地２
破産者　子安産業株式会社
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第６９号
長野県茅野市宮川8588番地１
破産者　有限会社子安興業
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２７５号
静岡県沼津市大手町１丁目１番５号
破産者　株式会社プレミア
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
愛知県江南市古知野町北屋敷47番地
破産者　有限会社三陽電子
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４８号
愛知県西尾市吉良町富好新田役地22番地
破産者　有限会社ユモト
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
愛知県西尾市吉良町富好新田四縄34番地
破産者　亡湯本巳吉相続財産
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８１１号
兵庫県西宮市神祇官町７番12号、登記簿上の本店所在地神戸市北区道場町平田1055番地
破産者　イズミ生コン株式会社
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０号
兵庫県尼崎市昭和南通４丁目30番地
破産者　株式会社尼崎セントラルホテル
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８６号
兵庫県尼崎市大物町２丁目11番３号
破産者　藤工業株式会社
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３６号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目14番15号
破産者　株式会社サンテック
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１８号
岡山市北区辰巳34番地105、旧住所岡山市北区今８丁目１番27号アヴェニューＫ＆Ｋ
破産者　南渕　　淳
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３１４号
静岡県浜松市中区早出町1206番地の17
破産者　早津　廣義
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４４８号
静岡県浜松市中区住吉４丁目12番15号
破産者　大中　博信
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
兵庫県篠山市二階町65番地１、開始決定時の住所兵庫県篠山市二階町86番地
破産者　樋口　三恵
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１号
和歌山市園部1590番地の119　ビバリーヒル301号室、開始決定時の住所和歌山市小倉396番地の31
破産者　米澤　宗則
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７８号
和歌山県紀の川市西大井68番地１
破産者　畑中　正行
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７６号
和歌山県伊都郡高野町大字高野山85番地の１
破産者　川谷組こと　川谷　修司
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２８５号
和歌山市平尾92番地の２
破産者　井上　　清
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９５号
和歌山県橋本市妻１丁目３番５号
破産者　増谷鉄工所こと　増谷　博行
１　決定年月日　平成25年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係